

電気事業法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見公募要領

令和7年8月28日
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力基盤整備課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

- ・ 供給計画とは、今後10年間の需給見通し、発電所の開発や送電網の整備等をまとめた計画で、電気事業法第29条に基づき、すべての電気事業者は、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という）を経由して国に届け出る義務があるものです。また、広域機関では、供給計画を取りまとめることにより、短期から中長期までの全国・供給エリアの需給バランスを一元的に把握・評価しています。
 - ・ 昨今の温暖化等の影響で、把握している断面以外で想定よりも電力需要が上振れるなど、供給計画で需給バランスの確認ができていない断面において需給が厳しいケースが生じました。
 - ・ このことから、今後より詳細に需給バランスを確認していくために、届出内容の一部を月別の前後半に細分化しこれまで未確認であった断面においても需給バランスの確認をすることとし、月別の報告を求めている一部について、月前後半の報告を求めるとすべく、様式の変更を行います。
 - ・ あわせて、運用上の形式的な修正や適正化のための様式の整理も行います。
- 以上のことから、電気事業法施行規則の改正を行うこととしました。

については、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「電気事業法施行規則の一部を改正する省令（案）」

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
(東京都千代田区霞が関 経済産業省別館3階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年8月28日（木）～令和7年9月26日（金）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-seidokentou-pub2@meti.go.jp

（電子メールの件名を「電気事業法施行規則の一部を改正する省令（案）」に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

